

事務連絡
令和5年4月21日

各都道府県入札契約担当課長 殿
各指定都市入札契約担当課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

法定福利費の適切な支払いのための取組について（参考）

公共工事の入札及び契約に当たっては、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入し、法定福利費（健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料をいう。）を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要です。「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。令和4年5月20日一部変更。）では、各省各庁の長等は受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、予定価格を定める際に積算した法定福利費と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めることとされており、これまで「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付け総行第419号、国不入企第33号）により、法定福利費の適切な支払のための取組の実施に努めるよう要請してきたところです。

国土交通省及び農林水産省においては、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額の取扱いについて、令和5年4月1日時点においては別添1～5のとおり運用しておりますので、ご参考にお知らせします。

各団体におかれましては、引き続き法定福利費の適切な支払のための取組の実施に努めるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いいたします。

国 技 建 管 第 14 号
令 和 5 年 3 月 17 日

各地方整備局 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿

国土交通省
大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

令和5年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」
について

標記について、下記のとおり定め、施行することとしたので通知する。
なお、各地方整備局等においては、関係部局に対して適切に対応するよう周知されたい。

記

1. 間接工事費の実績変更対象費の割合

地域外からの労働者確保等に要する共通仮設費、現場管理費の設計変更に用いる「実績変更対象費」の構成比は、別紙1のとおりとする。

2. 法定福利費の割合

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」における工種区分の「法定福利費」の構成比は、別紙2のとおりとする。

附 則

本通知は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に入札書提出期限日を設定する工事に適用する。

なお、令和5年3月31日までに入札書提出期限日を設定する工事については、「令和4年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」について」(令和4年3月23日付け国技建管第21号)による。

以上

■ 共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合

(単位：%)

費目		工種										
		河川工事	河川・道路構造物工事	海岸工事	道路改良工事	鋼橋架設工事	P C橋工事	舗装工事	砂防・地すべり等工事	公園工事	電線共同溝工事	情報ネットワーク工事
全国	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	9.19	17.81	13.61	12.82	28.64	18.84	11.25	11.84	10.64	11.76	16.60
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、貸金以外の食事・通勤に要する費用)	1.29	2.23	1.77	1.59	3.21	2.10	1.31	1.43	1.14	1.39	2.18
被災3県のみ	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (建物費、借上費、宿泊費、労働者送迎費)	19.41	28.89	26.50	22.77	37.71	31.42	18.43	22.14	19.79	19.51	24.13
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、貸金以外の食事・通勤に要する費用、租税公課)	1.74	2.62	2.24	1.99	3.53	2.48	1.83	1.92	1.64	1.95	2.66

(単位：%)

費目		工種											
		橋梁保全工事	道路維持工事	河川維持工事	共同溝等工事(1)	共同溝等工事(2)	トンネル工事	下水道工事(1)	下水道工事(2)	下水道工事(3)	下水道工事(4)	コンクリートダム工事	フィルダム工事
全国	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	22.04	14.93	10.64	19.98	15.66	15.69	15.80	9.45	6.70	18.33	12.67	7.27
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、貸金以外の食事・通勤に要する費用)	1.82	1.18	1.12	1.14	1.84	2.07	1.61	1.26	1.33	2.08	2.43	1.01
被災3県のみ	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (建物費、借上費、宿泊費、労働者送迎費)	32.22	24.15	17.75	30.93	24.94	35.74	25.52	16.85	17.78	24.00	39.95	45.95
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、貸金以外の食事・通勤に要する費用、租税公課)	2.14	1.88	1.67	1.67	2.17	2.47	1.99	1.80	1.76	2.55	2.71	1.42

別紙 2

■ 法定福利費の割合

(単位：%)

工 種	R5工事価格に占める 法定福利費の平均割合
河川工事	3.95
河川・道路構造物工事	3.52
海岸工事	3.41
道路改良工事	3.66
鋼橋架設工事	2.81
P C 橋工事	3.83
舗装工事	3.89
砂防・地すべり等工事	4.10
公園工事	4.10
電線共同溝工事	4.31
情報ボックス工事	4.07
橋梁保全工事	3.90
道路維持工事	4.68
河川維持工事	6.40
共同溝工事（1）	4.31
共同溝工事（2）	3.01
トンネル工事	4.58
コンクリートダム工事	4.16
フィルダム工事	2.29
下水道工事（1）	4.03
下水道工事（2）	4.40
下水道工事（3）	3.83
下水道工事（4）	3.49

国 営 計 第 1 4 2 号
平 成 2 6 年 3 月 2 7 日

北海道開発局営繕部長 殿
各地方整備局営繕部長 殿
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿
大臣官房官庁営繕部計画課長 殿

国土交通省大臣官房
官庁営繕部計画課長
(公 印 省 略)

営繕工事における
「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」
の算出方法の試行について(通知)

今般、予定価格に所定の法定福利費の事業主負担額（概算額）が含まれていることを、より容易な形で明らかにする観点から、入札調書に予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額を明記することとなった。

営繕工事における同概算額の算出にあっては、下記のとおり試行することとしたので通知する。

記

1. 営繕工事における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の算出方法

法定福利費事業主負担額概算額 \div 工事価格 \times 5 %
(昇降機設備工事を除く)

昇降機設備工事の法定福利費事業主負担額概算額 \div 工事価格 \times 2 %

2. 試行対象工事

平成 26 年 4 月 1 日以降に契約の締結を行う工事を対象とする。

3. 本件に関する担当者、問い合わせ先

国土交通省 大臣官房官庁営繕部計画課 課長補佐(積算担当)

TEL 03-5253-8111 内線 23243

○入札執行調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の明記について

令和 4 年 3 月 28 日 3 農振第 2950 号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

このことについて、下記のとおり定め、令和 4 年 4 月 1 日以降の契約に係る工事から適用することとしたので、適切に対応されたい。

記

1 法定福利費の事業主負担額（概算額）の公表

入札及び契約に関する情報等の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」（平成 13 年 4 月 27 日付け 13 経第 172 号大臣官房経理課長通知）に基づき、担当窓口において閲覧に供するほか、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表を行っているところであるが、法定福利費の事業主負担額（概算額）についても、別紙のとおり記載し公表するものとする。

2 対象工事

営繕工事を除く一般土木工事、ダム工事、施設機械設備工事、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備工事（予定価格が 250 万円を超える工事）

3 工事価格に含まれる法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出

(1) 一般土木工事及びダム工事

ア 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

イ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

工 種 区 分	割合
ほ場整備工事	5.67%
農用地造成工事	4.53%
舗装工事	3.89%
道路改良工事	3.66%
水路トンネル工事	3.28%
水路工事	5.28%
排水路工事	4.58%
河川工事	3.95%
管水路工事	4.16%
管更生工事	3.49%
畑かん施設工事	3.57%
干拓工事	3.17%
海岸工事	3.41%
コンクリート補修工事	5.19%
ため池工事	4.40%
その他土木工事（１）	3.86%
その他土木工事（２）	4.89%
フィルダム工事	2.29%
コンクリートダム工事	4.16%

ウ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費の事業主負担額（概算額）は、工事価格に上記イの割合を乗じて算出する。

（２）施設機械設備工事

ア 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から製作工事原価、設計技術費、一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

イ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割合
施設機械設備工事	1.49%

ウ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費の事業主負担額（概算額）は、据付工事原価に上記（２）の割合を乗じて算出する。

（３）鋼橋製作架設工事

ア 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から工場製作原価、一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

イ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる係数

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割 合
鋼橋製作架設工事	2.81%

ウ 法定福利費事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費事業主負担額（概算額）は、工事価格から工場製作原価を除いた額に上記イの割合を乗じて算出する。

（４）電気通信設備工事

ア 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から製作工事価格、一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

イ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割 合
電気通信設備工事 (その他土木工事（１）を準用)	3.86%

ウ 法定福利費事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費事業主負担額（概算額）は、据付工事価格に上記イの割合を乗じて算出する。

○入札結果の公表促進

入札執行調書（施工体制確認型総合評価落札方式「○○○型」）

件名 ○○事業 ○○工事 立会者 所 属
 日時 年 月 日 時 分 官職氏名
 場所 入札室 所 属
 執行者 所 属 官職氏名
 官職氏名

予定価格	¥220,000,000.-										基準評価値（標準点／予定価格（億円））			50.000			
備考	(入札書に記載された金額と比較する価格 ¥200,000,000.-)																
番号	入札業者名	標準点 ①	評価点の内訳				換算 ⑥=⑤/⑤の最大値× 40×⑧/30	加算点 ⑦	施工体制評価点 ⑧	標準点+加算 点+施工体制 評価点 ⑨=①+⑦+⑧	第1回			第2回			適用
			企業評価 ②	技術者評価 ③	施工計画 ④	合計⑤= ②+③+④					金額(円) ⑩	評価値 ⑪=⑨/⑩億円	順位	金額(円) ⑩	評価値 ⑪=⑨/⑩	順位	
1	A建設	100	10	8	8	26	-	-	-	-	辞退	-					
2	B建設	100	3	3	3	9	9/21×40	-	-	-	辞退	-					
3	C建設	100	3	3	3	9	9/21×40×30/30	17.143	30.000	147.143	189,000,000	辞退	(※ 施工体制確認が了している場合)				
4	D建設	100	4	3	0	7	7/21×40	-	-	-	無効	-					
5	E建設	100	7	7	7	21	21/21×40	-	-	-	159,000,000	無効					低入札（ヒア辞退）
6	F建設	100	4	4	6	14	14/21×40×30/30	26.667	30.000	156.667	170,000,000	92.157	1	落札			決定日 ○年 ○月○日
7	G建設	100	4	4	4	12	12/21×40×10/30	7.619	10.000	117.619	155,000,000	75.883	2				低入札
8	H建設	100	3	3	3	9	9/21×40	-	-	-	220,000,000	-					予定価格超過
【記載例の凡例】																	
番号1（A建設）：参加資格確認通知後、入札締切日以前に辞退（入札締切日以前の辞退は、換算値算定の対象外とする。）																	
番号2（B建設）：入札締切後、開札前に、配置予定技術者の問題等により辞退																	
番号3（C建設）：開札後、配置予定技術者の問題等により辞退（施工体制確認を了している場合）																	
番号4（D建設）：入札後、内訳書等の不備により入札を無効とした場合																	
番号5（E建設）：開札後、施工体制ヒアリングに応じなかった場合等で、無効とした場合（低入札の場合は備考欄に「低入札」と明記）																	
番号6（F建設）：落札者																	
番号7（G建設）：調査基準価格未満で加算点を減じた場合																	
番号8（H建設）：予定価格超過																	

(注) 上記金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

調査基準価格	¥168,000,000.- (¥160,000,000.-)
(参考) 予定価格に含まれる法定 福利費概算額※	¥000,000,000.- (税抜き)

※当該法定福利費概算額は、工事価格から○○○を除いた範囲の概算額である。

【積算体系上の区分により○○○を変更する】

- ・一般土木工事及びダム工事の場合：一般管理費等
- ・施設機械設備工事の場合：製作工事原価、設計技術費、一般管理費等
- ・鋼橋製作架設工事の場合：工場製作原価、一般管理費等
- ・電気通信設備工事の場合：製作工事価格、一般管理費等

【機密性2情報】

【森林整備保全事業担当者限り】

事務連絡
令和5年3月29日

各森林管理局 治山課長 殿
森林整備（第二）課長 殿

林野庁 計画課 施工技術班担当課長補佐

工事価格に占める法定福利費の割合について

工事価格に占める法定福利費の割合について（令和4年3月30日付け事務連絡）により、その取扱いをお知らせしたところですが、別紙のとおり法定福利費の割合を変更し、令和5年4月1日以降適用することとしたので、お知らせします。

担当：計画課 施工技術班 積算基準係

法定福利費の割合

(単位：%)

工種区分	工事価格に占める 法定福利費の平均割合
河川工事	3.95
河川・道路構造物工事	3.52
治山・地すべり工事	4.10
海岸工事	3.41
森林整備A	4.10
森林整備B	
道路工事	3.66
鋼橋架設工事	2.81
PC橋工事	3.83
舗装工事	3.89
公園工事	4.10
橋梁保全工事	3.90
道路維持工事	4.68
トンネル工事	4.58

事務連絡
令和4年3月28日

関係都道府県

漁港・漁場・漁村・海岸・災害関係事業担当主務課長 殿

(参考送付)

国土交通省北海道開発局農業水産部水産課長 殿

内閣府沖縄総合事務局農林水産部林務水産課長 殿

水産庁漁港漁場整備部整備課
課長補佐（施工積算班）

入札調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の
明記に関する対応について

標記について水産庁の直轄漁港漁場整備事業においては、平成2年7月13日付け事務連絡で概算額の算出方法について定めていたところであるが、令和4年4月1日以降に入札を行う工事から以下のとおり改めたので参考として通知する。

また、貴管下の関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額

= 予定価格の額 × 予定価格に占める法定福利費の割合

※合併積算における予定価格の額は現場工事価格とする。

積算工種区分		予定価格に占める法定福利費の割合
漁港漁場	浚渫工事	3.45%
関係工事	構造物工事	2.60%
海岸工事（水産庁所管）		3.41%